

のん・すもーかー 通信

2016・4・27
発行

発行者

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル 黒木法律事務所内

非喫煙者を守る会

代表理事 黒木 俊 郎

TEL 011-251-5863 ・ FAX 011-251-3802

e-mail : GZT02452@nifty.com

web : <http://homepage1.nifty.com/nonsmoker/>

INDEX

- 禁煙週間のポスターができました ……P.2
- 2016年WHO世界禁煙デーのテーマ ……P.2
- 北海道禁煙週間行事のお知らせ …… P.3
- 今年7月 美唄市の受動喫煙防止条例施行 ……P.4
- 若者が禁煙治療を受けやすく……P.5
- トピックス ……P.6～P.7
- 会員からのメッセージ・寄付者名簿 ……P.8

禁煙週間のポスターができました。

平成27年禁煙ポスター懸賞募集で、一般の部の最優秀に輝いた、野呂亜由美さんの作品がポスターになりました。

タバコの煙が、かわいいこどもやペットを苦しめていることをストレートに表現した作品です。

1枚同封しますので、禁煙週間のPRにお役立て下さるようお願いいたします。

平成28年禁煙ポスター懸賞募集要項も同封しました。締切りが迫っておりますので、お早めにご応募下さい。



2016年度禁煙週間ポスター

2016年WHO世界禁煙デーのテーマ

“Get ready for plain packaging”

「プレーン・パッケージをめざそう」

2016年のWHO(世界保健機構)世界禁煙デーのテーマが発表されました。

日本禁煙学会のホームページ(<http://www.jstc.or.jp/>)に掲載されている同学会理事 松崎道幸医師の解説文を一部紹介します。

■タバコ製品のプレーン・パッケージ化とは、タバコ箱に地味な配色でタバコ製品の名称と会社名だけの表示を許可し、タバコ製品の消費を促進する機能のあるタバコ製品のロゴ、彩色、ブランドイメージの表示を禁止する措置です。

■プレーンパッケージ導入の機運は世界各国で高まっています。

- ・2012年12月、オーストラリアがプレーン・パッケージを世界で最初に導入
- ・2015年、アイルランド、イギリス(UK)、フランスが2016年5月から導入決定
- ・多くの国々がプレーン・パッケージ導入に向けた法律の整備を目指す

■2016年世界禁煙デーが目指すもの

- ・包括的タバコ規制活動の中で、プレーン・パッケージが果たす役割を広める
- ・プレーン・パッケージ導入がタバコ消費を減らすうえで、極めて重要な役割を持つことを、実践的証拠によって証明し、FCTC(タバコ規制枠組み条約)締約国がそれを実行し、世界全体にこの政策が広まるようにする
- ・FCTC 締約国が、タバコのパッケージとラベリングおよびタバコ製品の宣伝、販売促進、スポンサー活動に対する規制を強化し、プレーン・パッケージ導入を段階的に実行するよう勧奨する
- ・プレーン・パッケージ法令を導入するための締約国政府と市民団体の活動を妨害するタバコ産業の活動を封じる

北海道禁煙週間行事のお知らせ

2016年の禁煙週間（5月31日～6月6日）の行事が決定しました。

1 禁煙週間実行委員会等主催の行事

北海道禁煙週間実行委員会と財団法人北海道健康づくり財団が主催する恒例行事は以下の通りです。（同封の「平成28年禁煙週間実施要綱」をご参照下さい。）

◆ 禁煙パレード

恒例の禁煙パレードを今年も実施しますので、守る会の皆さんは奮ってご参加ください。5月28日（土）大通公園3丁目広場に午後1時15分までに集合してください。禁煙風船、禁煙うちわ、タスキ、幟、プラカード、横断幕などを用意してありますので、皆さんで手分けしてお持ちいただいて、禁煙スローガンを全員でシュプレヒコールしながらパレードします。

ルートは例年通り、駅前通りを南下してすすきの交差点を經由し中島公園までです。午後1時30分頃出発し、3時頃には解散の予定です。



昨年のパレードの様子（2015. 5. 31朝日新聞掲載）

◆ 禁煙パネル展

今年も当会が中心となって、札幌地下街オーロラコーナーで5月27日（金）から6月2日（木）まで、禁煙週間のPRやタバコの害を訴えるパネル展示などを行います。パネル展の展示作業を、5月27日（金）朝8時30分から開始しますので、お手伝いをして下さる方は、オーロラコーナーにお越し下さい。

◆ No-Tobacco展

5月30日（月）～6月1日（水）に道庁1階ロビーで開催し、禁煙ポスター懸賞入選作品の展示や各種禁煙啓発資料の配布を行います。

1 紆余曲折を経て成立

美唄市で昨年2月、公共施設の「全面禁煙」や不特定多数が利用する施設の「原則禁煙」又は「分煙」措置を講じるよう定める条例案が同年3月の議会に提出される予定であったところ、飲食業界やタバコ業界の強い反発を受けて上程が見合わされたことは、昨年ののん・すもーかー通信にてお知らせしましたが、昨年12月に市議会に提出され、全会一致で可決・成立しました。施行は今年7月1日。同様の条例制定は神奈川県、兵庫県に次ぐ3例目、市町村レベルでは全国初となります。

通常、条例案は学識経験者や専門家らによる検討会を経て議会に出されますが、昨年2月はその手順を一切踏まなかったため、当時の報道では、「6月の市長選を前に、拙速に事を運び過ぎた」との指摘もありました。

再選した高橋市長は、前回の反省をふまえ、条例の制定に向けて、「美唄市受動喫煙市民検討委員会」を設置、アンケートやパブリックコメントなどで意見交換して議論を重ね、関係業界の理解を得るよう努力しました。その結果、11月末に市議会への上程が決まり、12月の成立に漕ぎ着けました。

2 条例のポイントと課題

(平成27.12.12朝日新聞より抜粋)

【対象施設と防止対策】

- 学校、病院、福祉施設など
敷地内禁煙、または施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない
- 物販店、金融機関、郵便、ガス事業所など
施設内禁煙、または分煙の措置を講ずるよう努めなければならない

【未成年者への配慮】

- 喫煙者は児童生徒が登下校時に往来する校門を中心とする100メートル以内の路上、公園で受動喫煙防止に努めなければならない

【適用除外】

- 飲食店、風俗営業店

【罰則規定】

なし

上記のように、飲食店が適用除外であることや、未成年への配慮を謳いながら、未成年者を喫煙店で働かせることは可能としていることなど、不十分な点があります。また、罰則規定もないことから、強制力を伴わず努力義務にとどまっている点も残念なところです。

しかし、北海道初の条例制定が道内の他の市町村に与える影響は大きいと思われ、今後道内の条例制定の波が広がることを期待し、応援したいと思います。

若者が禁煙治療を受けやすく

34歳以下の若者の禁煙治療容易に 中医協、診療報酬の条件緩和を了承 (平成28年2月3日産経新聞より)

厚生労働省は3日、平成28年度の診療報酬改定で、喫煙者の「ニコチン依存症」を対象とした「禁煙治療」について、34歳以下の若者に対する公的医療保険の適用条件を緩和することを決めた。自己負担が少ない保険適用による禁煙治療で若い世代の喫煙を減らして肺がんなどを予防し、将来の医療費を抑制するのが狙いだ。同日の中央社会保険医療協議会（厚労相の諮問機関）で了承され、4月から適用される。

禁煙治療は18年度から保険適用されており、約3カ月間に5回にわたり禁煙指導を受けるのが標準で、ニコチンを含んだ貼り薬などを処方される。保険適用の条件の一つに「1日の喫煙本数に喫煙年数をかけた指数が200以上」という基準があるが、たばこを1日1箱（20本）吸っても喫煙年数が10年を経過しなければ対象にならない計算で、若年層は喫煙年数が不足し保険適用の対象外になるケースが少なくない。

このため、28年度からは保険適用にあたり指数が必要なのは35歳以上に限ると見直し、34歳以下は指数に関係なく保険が使えるようにする。医療機関に対しても禁煙治療への取り組みを促すため、患者の平均治療回数が少ない場合は診療報酬を減額する方針だ。

これまでは・・・

$$\text{1日の喫煙本数} \times \text{喫煙年数} \geq 200$$

要件を満たすには 1日20本なら10年以上
1日40本でも5年以上

→未成年者はほぼ当てはまらず、対象外でした。



2016年4月から・・・

35歳未満に対してはこの要件を撤廃

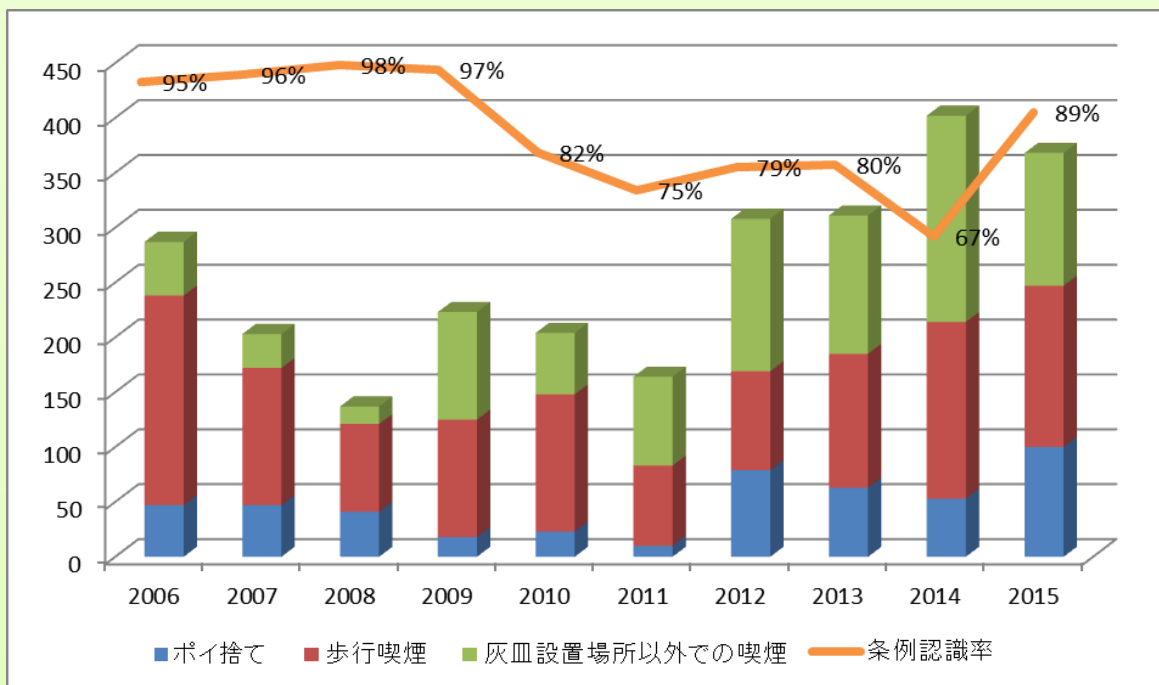
例) 最長12週間の治療を行った場合、治療総額約66,000円が
保険適用により自己負担は20,000円以内に収まる
(4月時点の診療報酬基準)

トピックス

■札幌市「ポイ捨て防止条例」施行から10年、違反者増加傾向

2005年8月1日に施行された「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」（通称「ポイ捨て防止条例」）は、昨年8月で施行から10年が経ちました。同条例は、札幌市中心部での喫煙やポイ捨てなどを禁じ、違反者には1000円の過料をその場で徴収するというものですが、札幌市のホームページでは、10年分の過料適用状況を公表しています。これによると、喫煙行為・ポイ捨ての違反者数は、施行後年々減少しましたが、2012年に急激に増加に転じ、2014年には過去最多を数えました。また、同年の条例を知っていた割合（条例認識率）も過去最低の67%に落ち込みました。2015年度は施行10年のPR効果により認識率は大きく改善しましたが、違反者数の大幅減少には至っていません。

条例違反者数と認識率の推移（札幌市）



■パブリックコメントの結果

札幌市のホームページでは、2015年4月に市が実施したパブリックコメント（意見公募手続）の結果を公表しております。これによると、合計392件の意見のうち、「喫煙所や灰皿の設置に関する意見」が約4割を占め、喫煙者、非喫煙者それぞれの立場から意見が出されています。

「喫煙制限区域内に灰皿を設置すればポイ捨てが減るのでは」との意見に対して、市は「現在、制限区域内に市が灰皿を設置する予定はない」との考えを示しています。

そのほか、「1000円の過料では抑止力にならないのでは」、「制限区域を市内全域に拡大すべき」など、条例の強化を求める意見がある一方で、「携帯灰皿での喫煙は認めるべき」、「大通公園など市民の憩いの場で、個人の嗜好を制限すべきではない」といった喫煙者の反対意見もみられました。

■若者と外国人への周知が課題

札幌市は若者と外国人への周知に力を入れており、昨年8月には「ポイ捨て等防止条例10周年啓発キャンペーンキックオフイベント」が開催されました。ミュージシャンの上杉周大さんが応援大使を務め、ポスターやチラシでのPRに一役買っています。

札幌市環境局の啓発チラシの一部抜粋

No!



“灰皿が設置されていない場所での喫煙”の禁止 (第13条)

◎喫煙制限区域内の公共の場所では、歩いている時や吸い殻入れがそばにないところでは喫煙※をしてはいけません。(携帯灰皿での喫煙も禁止)
※喫煙: たばこを吸うこと、火の付いたたばこを持つこと。

◎In smoking restricted area, don't smoke in locations without ashtrays.

◎严禁在限制吸烟区域的无烟灰缸处吸烟。

◎흡연제한구역 내의 재떨이가 없는 곳에서의 흡연을 금지하고 있습니다.

喫煙制限区域
 Smoking Restricted Area
 限制吸烟区域
 흡연제한구역





札幌の出来事ではありませんが、こんな悪質なポイ捨て事件がありました・・・

「75歳 ポイ捨て注意され6歳暴行容疑 兵庫県警逮捕」 2016/3/22 朝日新聞夕刊
 たばこのポイ捨てを小学生から注意され、男児の首を絞めたとして、兵庫県警は加古川の無職の男(75)を暴行の疑いで逮捕し、21日発表した。「注意され腹が立った」と容疑を認めているという。加古川署によると、男は20日午後2時すぎ、自宅近くの路上で喫煙後に吸殻を道端に捨て、遊んでいた小学1～4年の男女4人に注意され、1年男児(6)の首をいきなり両手で絞めた疑いがある。児童らは男が家に入るのを確認して警察へ通報。「ポイ捨てはあかんのに」と話していたという。注意したほかの児童3人も「腕をつかまれた」などと話している。

「大人げない」という言葉では片づけられない、大変嘆かわしい事件です。それに対して、落ち着いて警察に通報した小学生は、とても賢明でした。